

第7回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日 時：H20.10.14(火)15:00 17:10

場 所：議会棟2F201委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（11名）、執行部、事務局

資 料：第7回議員提出条例に係る検証検討会事項書

資料1 各論点に対する検討会委員意見

資料2 三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に係る意見につい

て

検討会議事録 概要版

委員：ただいまから、第7回議員提出条例に係る検証検討会を開催する。

9月30日に開催した前回では、執行部から、仕様書における特記事項記載について、及び認定リサイクル製品に占める再生資源等の混入割合について補足説明を聴取した。

その後、これまでの執行部の説明、有識者の意見等の聴取を踏まえた各委員からの提案を、条文の規定ごとに取りまとめ、条例の規定の改正に関わるもの、条例の執行又は運用についての申入れに関わるものとして、論点を整理したものを基に、委員間で議論を行った。

その際、第3条の「県の責務」の規定においては、リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする県の義務規定を見直すべきかどうかの論点について、また、第6条の「認定及び認定基準」の規定においては、特別管理廃棄物に関する規定に係る論点について、それぞれ、各委員から意見をいただいたところである。

さて、今後の議論の進め方についてであるが、事前に各委員から、各論点について意見を提出していただいたこれらの意見は、資料1として、同じ意見又は方向性の近い意見を括るという形で整理した。本日は、この資料1を基に、いただいている意見を踏まえて、各論点について議論を行い、結論を得ていくことにする。

なお、議論が紛糾した場合などは、その論点について、今日は一度議論を休止することとする。そして、各委員の意見及びそう考える理由を、改めて紙ベースで提出していただくこととする。それを踏まえて、次回に、場合によっては打開案を座長及び副座長から提案して、再度議論し、結論を得ることとする。

議論の順序としては、条文の順、条文ごとの論点の順に、進めていく。ここで、願います。この検討会において、我々は、条例の規定を改正すべき点があるか、あるいは条例の執行又は運用について改善すべき点はあるかなどを視野に入れて議論をしている。議論に当たっては、現状としてこのような問題や支障などがあるので、その解決のためには条例を改正すべきだ、あるいは将来このような問題が発生することが予想されるので、

そのような問題を避けるために条例の執行又は運用について申入れをすべきだなどの、建設的な議論をしていきたいと考えている。

例えば、評価基準の見直しや検証、改めて専門家に見直ししてもらうにしても、漠然と見直すべきと考えるというだけでなく、現状としてこういう問題があるので、こういう視点での見直しが必要などという方向性を示す必要はあろうかと思う。その上で、特に問題がないのであれば、現状の規定や運用のままでよいということになるかと思う。それはそれで、検討会において検証を行った上での、一つの結論である。そのような、現状等についての問題認識及びその解決のための提案という形で議論を進めていきたいと考えている。

では、議論に入る。まず、第3条の論点1リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする県の義務規定を見直すべきかどうか、について議論する。[資料1](#)の1ページ目をご覧ください。多数の委員は、見直すべきではない、見直す必要はないなどの意見である。従って、あえて「見直すべき」との意見の委員に、そう考える理由を伺いたい。ご説明いただけるか。

委員：前回の検討会でも話したことだが、元々の話は石原産業の事件が起こった話を受けた中であり、平成17年に条例制定の見直しを行ったものだが、義務規定まではやりすぎたかなという反省に立っている。義務規定は、必ず使いなさいとなり、取捨選択ができない。取捨選択ができる制度でないと駄目だったかなという思いがある。以前このような話を聞いた。中部国際空港の埋立てにフェロシルトを使ってはどうかという話があった。当時の埋立ての担当者から聞いた話だが、その人が一番貢献したことは、あれを使わなかったことだ、もし使っていればえらいことになっていただろう、あの赤い土を見せられ、使うのはどう考えてもおかしいと思い、使わなかったということだった。変な話だが、それは取捨選択ができるときに成り立つ話であり、取捨選択できる余地を残したほうが良く、もう一度、平成13年の当初の規定に戻してはどうかと提案させていただく。

委員：意見はなるほどだと思う。私はあえて大企業を入れるべきでないと意見に書いたが、元々大企業を応援することは自治体の仕事にはない。根拠があれば教えてほしい。大企業は、自己責任で何でもできるのが前提であり、大企業は環境や産廃の処理にしる、自分の責任ですべきである。

一方、中小企業の支援に関しては、確か中小企業基本法に都道府県の義務がある。私は、まさかフェロシルトのようなものが入ってくるとは思っていなかった。条例は中小企業支援だと思っており、こういうものが滑り込んでくるなら、あえて言っておかないといけない。大前提にしてもらいたいと思い、ここに意見を書いた。

委員：平成13年に色々と議論して制定したが、その時には、義務規定にすると県の対応も色々な問題が生じるから、見直しということも含めて努力規定にしたものである。

平成17年の見直しのときは、例えばスラグの量が多いとか、リサイクルの量が多いものを優先しようという意見もあった。しかし、それでは余り

にも選択肢がなくなり、たくさん入れるところの耐震、耐用度とか、色々な製品の経年変化の検証もしていないのに、そこまでいくのは駄目だろうと考え、中間的な考えとして義務規定を入れ、選択できる部分を残して一部見直しをしたものだとして記憶している。石原産業の問題もあり、規定があることで絶対に（使用）しないとイケないとなれば、問題となる。選択肢ができる方向で、元に戻して、いかに具体的に推進する条項の中に入れていくことを考えることがベターである。

運用の問題として、例えば、公共事業の評価点を上げるときに環境問題ということで点数を上げることもある。また、努力規定ということであれば1～2割とかは執行部の判断の中で、この程度なら優先的に利用することが可能だが、義務規定だとその基準も決めていかないと対応できない。元に戻すべきだと判断している。

委員：それに対し、現行どおり、見直す必要はない、見直すべきではないとの意見の委員はいかがか。

委員：第15条の県の調達義務と第3条の関係はどのようなものか。第3条は調達、広報啓発、市町との関係も含めすべて講ずるものとする読む規定であるし、第15条は「努めなければならない」としている。第15条との関係を教えてほしい。

事務局：第3条は県の責務として理念的な全体を総括した規定であるのに対し、第15条、第16条などは県が行う、より実体的、中身の規定と言うことができる。

委員：私は第3条は、講ずるものとするとし、先程出た意見は第15条で議論すべきと考える。

委員：（この条例は）リサイクル製品を利用推進するための条例であり、県が積極的な姿勢を示すことは当然で、この表現の義務規定により何ら弊害はないものとする。県が率先していく強い意思は当然のことであり、見直すべきではないと思う。なお、フェロシルトの問題があり、反省、検証の中から色々な心配事もあるが、虚偽の申請によるものであり、そのような虚偽のものに振り回されるべきではない。勿論、義務規定があるからといって、虚偽によるものを調達するわけではない。それは別の課題になると思う。私は、市場経済に乗らない、利益が出ないリサイクル製品は、県が率先して体制を築いていかないとイケないと思う。

委員：見直すべきとの意見も分かるが、現実に公共事業をみると、努力規定の場合は半分位はリサイクル製品を使っていない。安価な、リサイクルでないものを業者は使っており、努力規定として、設計書の中に努力しなさいとしているものでも、半分位は使われていない。使われているものもおそらく業者が積極的に働きかけているものと思う。

具体的な条例の効果を上げるには、義務規定にしておいて、当然単価も高いもので積算するわけだが、ただ、フェロシルトについては確かに問題があり、虚偽のものをチェックできる機関をつくっておくことは必要である。牛糞を使ったリサイクルには必要ないが、フェロシルトのようなものには専門的な見地から必要だと考える。また、大企業だろうがリサイクル

しているものは積極的に活用すべきだというのが世の中の流れだと思う。

委員：関連するが、フェロシルト、特別管理廃棄物を原料とするものについて、リサイクル製品として認め、県として利用推進するために、自らは勿論、県民、事業に利用を促進する措置を講じなさいというのは言いすぎだと思う。この後の議論にも関わるが、認定基準の議論も含め、セーフティネットというか、きちんと排除できるものを設けるならば変える必要はないと思う。

あわせて、資源有効利用促進法の中に、地方公共団体の責務として、資源の有効な利用に努めなさいと努力義務になっている。法の求めているところにとどめて、資源の有効な利用の一環としてリサイクルの利用に県は努めるとするか、それとも法から一歩進めるのかどうか。ここは、資源の有効利用の中でも特段にリサイクル製品について努めるのではなく、講ずるものとする意思を示すところだと思う。見直すべきだと言う意見の各委員の心配を払拭するため、不備を補う規定があるならば、このままでよいと思う。

委員：県の調達、認定基準についての議論は後程にすることとする。本日の意見では見直すべきではないとする意見が多数である。まとめると、この規定は、条例全体に係る県の姿勢という総則を定めた規定であり、この規定の下に、第15条の県の調達義務、第17条の研究開発の支援、第18条の広報啓発等の具体的な取組規定があるわけである。具体的な取組規定を現行のままにして、第3条だけを後退させることは県民に対する姿勢としていかがかと私は感じている。

大企業との関係については、第1条では、目的として、リサイクル製品の利用推進、リサイクル産業の育成、循環型社会の形成に寄与するためにどうあるべきかという条例であると考えており、また、中小企業については別途考えるべきものである。よって、第3条は現行どおりでよいと考えるが、いかがか。

委員：義務規定にしても何ら問題がないという意見もあるが、一体これでいくらか高くなるのかは、この前の質疑でも明らかにならなかった。執行部からも回答がなかった。不当に高いものを買いなさいと義務規定では言っているのではないか。なぜここまで厳しく言わないといけないのか分からない。石原産業のフェロシルトがあったからこそ、そうなったのではないかとさえ感じる。

言葉で大企業と書くのは難しいが、大企業の支援は当然の県の責務ではない。また、リサイクルが何でも良い訳ではない。リデュース、リユースもある。ここまで我々が踏み込まないといけないのか。当局に任せていい部分もあるのではないか。

委員：第3条は総則的な観点で規定されており、必要な措置を講ずるものとするとしているが、県の調達義務については、価格等を考慮してという第15条のことだと考える。今の点は論点が少し違う感じを受ける。

委員：見直すべきでないとして、よいのではないか。

委員：進め方の話も含めてとなるが、議提条例なので多数決ですべきではない

と思う。議論のあるところはひとまず置いて進めていってはどうかという気がする。私は、ここは、県の姿勢なので、こだわりがある。平成17年に議員提出で義務規定に変えてしまったことの反省があり、フェロシルトの問題の際、議会がつくった条例に何ら責任がとれない部分があった。議会としてこういった政策条例をつくるときに、県の姿勢を義務規定としてしまったのは行き過ぎだったのではないかと思う。

調達義務の話もよく分かっており、第3条で我々がつくる条例の基本的な部分として、がんじがらめのものまでを規定していくのか。もし第3条を努力義務に変えたときに、現在、執行部がここまで規則をつくって、動いていることが変わる、後退するののかということ、多分ないだろうと思う。第3条は基本的な部分であり、もう少し議論が進んでから改めて話し合っ

てはどうか。

委員：進め方について意見をいただいたが、議論の項目がすべて全員賛成となっているわけではなく、反対意見は必ずある。少数意見を無視することではなく、ここで議論の上で、どちらかにまとめないといけない。そういう意味を含めてお諮りしたが、いかがか。

委員：見直しに当たっては、説得力ある意見がなければ、現行のままとすべきではないか。フェロシルトの問題は、けしからん話で、非難されるべきと思う。しかし、トータルから考えると、積極的に見直すところまでは説得力に欠けているのではないか。

委員：フェロシルトの話が出ているが、必要な措置を講じたからフェロシルトの問題が起こったのではなく、認定のところで騙されたものである。私は、この条項とは関わりがないものと思っている。

委員：今の話で、ここで採決を取らなくても良いのではないか。もう少し先も含めてどうか。

委員：一つ一つ項目を詰めていくか、まとめて諮って決めていくか。

委員：私はそのフェロシルトの認識は大事だと思う。第3条がフェロシルトと関係ないではなく、条例ができたからフェロシルトが生じたと言える。これは我々も責任を感じなければならない。責任がないとは言えない。

委員：第3条の必要な措置を講じるかどうかとは議論が違うのではないかといいことを申し上げた。努力規定であったとしても、同じ結果ではなかったかと思う。認定の規定に関わる問題ではないかと思う。

委員：どの法律、条例でも、上位ほど、基本的な考え方、理念の部分があり、後の規定の議論とリンクしてくるのではないか。第3条は、頭の部分であり、全体の議論にも関わるものである。ここはペンディングとしておく方がよいのではないか。

委員：私も見直さなくてよいと書いているが、あくまでも義務規定とするからには、認定基準や検査体制とか、しっかり議論した上で、ここを義務規定のまままでと考えていた。中嶋委員の言われるようにここは大切なところであり、議論するためにも後でと考えていた。

委員：それでは、今意見をいただいたように、ここで結論を出すのではなく、後の条文も議論して、第3条については改めて義務規定とするかどうか結

論を出すこととしたい。

次に、第6条の論点1 特別管理廃棄物を利用して生産又は加工された製品は、リサイクル製品から除くことを、条例の規定において明記すべきか、について議論する。資料1の2ページ目、左側をご覧ください。多数の委員は、条例の規定に明記すべきとの意見である。このことについて意見はいかがか。

委員：私は第6条すべてについて、執行部がすべきものとしたが、平成18年に執行部が大幅に改正している。認定に関する第6条は執行部がつくったようなものである。認定の仕方などは執行部がすべきものであり、議会で本当にやるのか。必要があれば認定を行うところがすべきではないか。本来の議会の役割は、環境に負荷を与えないような、リサイクルの推進をしていくためにつくったのであれば、そこをやっていくべきである。認定基準を私たちが専門的でないのにいじるのはいかがか。平成18年に執行部が変え、また平成20年に議会が変えてとなるのは、どうも変な話であり、第6条は執行部がすべきものとする。

委員：委員の意見もこれありだが、なぜ条例上に規定しなかったのかという改正の際の議論に戻る。いわゆる条例上のバランスや、法令的な考え方、見た目の美しさとかだけではないと思うが、条例に規定できない理由ではなかったと考える。県としてフェロシルトの問題を踏まえると、明確に特別管理廃棄物、放射性廃棄物は排除することを条例上に規定すべきであると考える。

委員：改正当時にいた議員に聴きたい。特別管理廃棄物を外すことは規則の改正であり、議会には諮っていない。執行部が、まずかったと反省の下に変えた。議会に事前に相談したのか。議論したことはあったのか。

委員：私は当時、健康福祉環境森林常任委員会の委員であり、ここは議論したため、よく覚えている。条例の中に入れてはどうかという議論が委員会であった。そのときにも私は納得がいかなかったが、早く条例を改正しなければいけないという話があり、ペンディングとなった。その時は条例に盛り込まない積極的な理由がなかったと思われるが、時間切れとなった。ここで改めて議論していただく必要があると思う。

委員：その点は、フェロシルトを認定したことによって、岐阜県、愛知県に迷惑をかけた。住民運動の人の交渉の場に私も行き、県当局が謝る場面にも遭遇した。県の理事が当時は室長として、大丈夫です、問題ないと説明する役をしており、罪深い。岐阜の住民からも県が認定したからと非常に叱られていたことを覚えている。量としては、県が認定してから出ていったのは多くないが。また、岐阜県では、特別管理廃棄物を除くと条例に謳っている。反省の意味も含め、条例に明記することは大事なことだと思う。

委員：私自身も規則でよいという意見を出したが、各委員の意見を聴き、まとめに入りたい。現在でも、規則で特別管理廃棄物を原料としたリサイクル製品は除外しているものであり、それを条例の規定で明記することにより、県の姿勢をより強調できると考える。よって、条例の規定において明記すべきと考えるが、いかがか。

(各委員 了承)

それでは、そのようにする。

次に、第6条の論点1において、特別管理廃棄物を利用して生産又は加工された製品は、リサイクル製品から除くことを、条例の規定において明記することとした場合について、議論する。資料1 2ページ目の右側をご覧ください。これは、案1のとおり、バランスを考えて品質、安全性等に関する他の規定についても条例の条文において規定するかどうか、案2のとおり、例外規定を設けるかについて、の議論となる。これについては、案1と案2とで意見が拮抗しているが、それぞれの案を支持する委員から、理由を聴きたい。

委員：できるだけ県民に分かりやすいように条例に明記にしたほうがいいと思う。しかし、無害化した特別管理廃棄物をリサイクル再生資源として使えるということについては今は判断できない。

委員：特別管理廃棄物以外についても品質、安全性等に関する他の規定も具体的に条例に書き込むことが案1であり、何を書くかは事務局に若干整理してもらった必要があると思う。案2は、無害化したものは例外として認める方法を設けておくこととするかである。

委員：無害化したものについては、参考人招致した認定委員の先生から、特別管理廃棄物を無害化することへトライする姿勢をなくしてしまうことはいかがかという話から出ていたと思う。しかし、今の時点では外したほうが安全ではないか。まだトライするには時期尚早で、それを認定委員が認めるには重荷かと思う。私はそこまでは入れなくてよいと思う。

委員：例外規定を設ける意見の委員はいかがか。

委員：原則、除外することが基本だが、認定委員の先生の話にあった、申請が出てきたら検討する余地を残しておくべきとの意見が強く頭に残ってる。もし、専門家が第三者的に安全を担保できるような手段があり、もしそういうものが世の中に出回ってよいならば、道を残す必要があるのではないかと考えた。

委員：無害化はきれいな言葉であり、現実の問題としてフェロシルトは、サンプルをごまかしたが、認定のときは大丈夫とされていた。製品を作る現場でごまかして、アイアンクレイに廃硫酸、廃液を混ぜていた。無害化するだけでなく、意図的にすれば、そこまでやってしまう。やはり特別管理廃棄物は当初から外すべきものである。自然界であれば他の物質と合体することによって、変化したりすることがありうる。本来ならそのようなものをリサイクルの対象とすべきではない。リサイクルによって戻るとは、余計に身近なものだけに危ない。まだまだ化学の最先端でも未解明な部分は多くあり、後から規制が追いかけていくケースがあるものであり、除外しておくべきである。その他の認定委員の多くも本来外すべきだと言っていた。

委員：特別管理廃棄物の具体的な物質の定義を確認したい。それから、認定委員から無害化された場合の活用の可能性の話をしたときに聴けばよかったが、具体的に、どのような種類の、どのようなケースが考えられるのか。

例えば、認定委員の意見では、十分に安定的に無害化されているケースも生じるとあった。しかし、例えば特別管理廃棄物が放射性を持ったものと限定されているのであれば、道を断つべきである。一方、医療関係の感染性のある廃棄物などであれば、焼却の中で無害化できるものも十分ある。すべてアウトにしてしまうのは、循環型社会に向けた条例の趣旨からいうと、少し的外れになるのではないか。

委員：それぞれ意見をいただいた。無害化したものについては、結局我々も素人であり、もう少し議論を深める必要があると感じた。

お諮りするが、案1については、品質、安全性等に関するものについては条例に明記することでいかがか。どういう部分を明記するかについてはもう少し事務局が整理して相談することとする。(了解)案1のとおり明記することとしたい。

案2については、無害化したものが本当に安全なのかももう少し検証することも必要かと感じたので、改めて議論することとしたい。

委員：規則に特別管理廃棄物は除くと書いてあり、無害化したものも駄目ということではよいのではないか。

事務局：案2は認定委員の意見もあり論点としたものである。また、委員が言われるように、現在でも規則はすべての特別管理廃棄物を除くとしている。

委員：規則で除外しているものを条例でそのまま挙げればよいのではないか。

委員：案2については無害化に関する知識がなく、改めて議論させていただきたい。

事務局：現行に問題がなければ例外なしということになり、現行に問題があれば例外を認める余地があることになろうかと考える。

委員：無害化について委員で分からない点があり、本当にできるのか、状況変化によっては害が発生するかどうかを検証できていないこともある。もう一度専門家の意見も聞いてまとめたいが。

事務局：認定委員も、大方は特別管理廃棄物を除外すべきとの意見であり、同じ意見を述べることになることも考えられる。

委員：私の認識では、無害化されたらそれは特別管理廃棄物にならないのではないか。しかし、まだ無害化される技術が開発されていないから、特別管理廃棄物として管理しなければならないとなっている。もし将来、開発されても特別管理廃棄物から外れてくるのではないか。条例で無害化された場合のことは書かなくてよいのではないか。むしろ、認定委員が無害化しているみたいとして認める場合が怖いのではないかと考える。

委員：例えば特別管理廃棄物でもコンクリートなどで遮蔽されたら無害化になるのかどうか、ということもありえるのか聞かないと分からない。

委員：委員が言われた特別管理廃棄物の考え方は合っているのか。

事務局：仰られたとおりである。さらに、一部の委員が無害化と認めたことをどう担保できるのか、証明できるのかという問題や、自然界で有害化されるような、まだ解明されていない部分もある。事務局としても、例外を認めるのは難しいのではないかと考えている。

事務局：先程のご質問にあった、特別管理廃棄物の定義については、廃棄物処

理法において、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物と規定されており、例えば医療機関から排出される廃棄物であって、付着するおそれのあるものも対象となっている。

委員：焼却処分が仮に可能な場合、焼却処分されたものも特別管理廃棄物になるのか。

事務局：その点については今承知していない。

委員：委員が言われるように、無害化された特別管理廃棄物というものが本当にあるのか等について、さらに整理する必要がある。次回以降に再度議論することとしたい。

委員：どうなのか。

委員：(執行部に)分かれば説明してもらいたい。

執行部：再生資源については、例えば特別管理廃棄物であっても、燃やして灰になってしまえば特別管理廃棄物ではないなどというものがある。

委員：無害化したものは特別管理廃棄物ではないという理解でよいか。

委員：(無害化したか否かを認定させることは)認定委員の重荷になるのではないかという意見もある。しかし(実質的に)認定するのは、認定委員であるので、「認定委員が認める場合」という意味で、案2に賛成した。議論を戻して申し訳ないが、説明させていただいた。

委員：やはりよくわからない。

委員：条例で認めたとしても、規則で禁止されているわけである。誰が安全性を証明できるのかわからないものを、認める余地を残しておくのか。

委員：条例で規定すれば、条例の範囲内において規則で運用していくのではないか。

委員：実際に議論している中で、特別管理廃棄物は無害化できるのか等について誰が判断できるのか。現実的な話をすべきだ。私は、このようなことは規則で定めればよいという意見だが、議員提出条例は難しいもので、われわれは(条例を)つくってもその責任がとれない。知事が執行の際に責任を負うものである。危険なものを、(条例で)認めておいて、その責任を議会が負わないというのはいかがか。

委員：私もそのとおりだと思う。私たちがそこまで踏み込む必要があるのか。

廃棄物には安定型、管理型、特別管理型がある。コストがかかるので、特別管理型より管理型、安定型にしたいという傾向がある。四日市などの例でもそうだが、処分場を常に見張っていることは不可能だ。やはり、特別管理廃棄物は除くべきだし、その上で、「無害化したら」など仮定の話をしても仕方がないと思う。

委員：案2のような、例外規定は設けないということで進めてよいか。

(反対なし)

委員：わかった。そのようにする。

次に、第6条の論点2 リサイクル製品の認定の要件として、県内で発生する廃棄物を一定割合以上含むことを規定すべきか、について議論する。

資料1の3ページ目左側を見ていただきたい。多数の委員は、規定すべき

との意見だった。規定すべきでないとの意見の委員は2名であるが、意見があれば承りたい。

委員：やはり、条例は執行部が運用するので、執行部にとって使い勝手が良いようにという意図からである。また、再生紙における混入割合でもそうだったが、現実的には明確にしていなかった。仮にわずかな割合でも混入していれば、リサイクルが推進されるということであるので、わずかでも認めてよいのではないか。さらに、一定割合含まれていれば認めるとするにしても、どの程度が適当かわからないので、執行部に任せるべきだとの判断をしたものである。

委員：この項は、条例ではなく、規則で規定すべきものと考えている。そういう意味では、執行部に任せるという意味で良いのか。

委員：第6条は、第2項にすでに規定されていると思われるが、さらに規定するという意味の議論か。

委員：「一部に含まれる」と規定されているが、さらに具体的に数値を明記するかという意味である。現行では、条例や規則には明記されていない。また、現に執行においては、高率で含まれるように指導しているとのことである。そのため、この点を明確に数値で示すかという議論である。

委員：条例の中で、一定割合以上県内で発生する再生資源を含むことということか。

委員：条例又は規則の中で規定するかということである。

委員：条例の規定を、例えば、「規則で別に定める一定割合以上を含む」などと書き換えるかである。

委員：これについては、平成17年の改正の際、議論があった。当時は、新政みえが書けと言ったが、なぜそれを入れなかったかの理由を振り返りたい。当時、廃棄物をたくさん使ったものを優先して使うとの議論になったが、そうすると、ある一社を指定してしまうことになるのではないかと、一社に利益が集中することになるのではないかと議論になった。現在でもそのような懸念があるのではないかと。リサイクルを推進しようとする本来の条例の趣旨とそぐわなくなってくるのではないかと。当時から3年が経過しているとはいえ、根本においては（問題は）変わらないのではないかと。この点は、慎重に考えていただきたい。

委員：スラグ一粒でも入っていれば認めるのか、あるいは一定割合以上含まなければ認められないのかとの議論と思われる。以前、認定委員からの意見でも、何%入っているのか整理するのは難しいとの意見だったが、その後の執行部の説明で、置換率というものが説明された。これを一定割合以上と、明記することとしてはいかがか。

委員：今は、割合を規定するかどうかについて議論しており、規定することになったら、次に、何の基準で明記するかを議論することとなるだろう。これらは併せて議論した方がよいか。

委員：三重県には産業廃棄物税というものがあり、発生した廃棄物には課税される。しかし、他県から廃棄物を持ち込んで、リサイクル製品に製品化した場合には、産業廃棄物税は課税されず、かつ認定リサイクル製品として

割高でも販売できるということになる。すると、他県からどんどん廃棄物が持ち込まれる懸念がある。県内で発生した廃棄物に限るべきだろう。また、一定割合以上という、その割合については、我々が規定するかはわからない。

委員：3つ議論がある。(条例で規定するのかもしれないのか)一定割合以上と明記するのか、県内で発生した廃棄物に限るのか県外も含めるのか。

委員：平成17年の改正は、県の義務規定を盛り込み、かつリサイクル率の高いものを優先するとの意見があった。今回、割合を明示するとなると、当然高割合のものが優先されていくのではないかと懸念を助長するのではないかと。前はそのようなことをせず、執行部に任せることとなった。他の委員の出された意見のように執行部に任せるとのことであればよいが、仮に条例の中で規定するとなったら、前回と同様の懸念がある。(県の調達先の)寡占というものに対するいわゆる官製談合に荷担するという懸念を生じる。

委員：岐阜や大阪において同様の規定がある。岐阜県では、条例の第5条第1項第7号の規定において、「原材料に占める循環資源の割合が、リサイクル製品の品目ごとに規則で定める基準を満たすこと」とされており、規則の第4条及び別表第二に、例えば廃プラスチック再生品であれば廃プラスチック類を90%以上使用していることなどを定めている。また、大阪府では、要綱第4条の規定において「主として府内で発生する循環資源を使用し(略)」及び第5条の規定において認定の基準を定め、品目ごとに別に定める基準は、別表2で定めている。参考までに紹介した。

委員：割合が高い方がよいとなると、製品やカテゴリーごとに割合を定めなければならない。また、再生資源も限られたものであれば、特定の企業が独占することになるとも考えられる。

また、逆に、少量作るところは(再生資源の)割合が高く、反対に大量に生産するところは(再生資源の)割合が低いということになるかもしれない。

割合が高ければよいとの議論にならないように、十分に考えなければならない。公正な企業活動にならないこととなってはいけない。

委員：追加で、岐阜については「主に県内で発生する」との規定振りとしている。

また、前回、置換率の製品ごとのばらつきについて質問し、個別に説明していただいたが、製品によってかなりばらつきがあるとのことだった。あるいは、今後(新規に)製品開発されるものもあると考えられる。規定すべきとは書いたが、調べていく内に、それを規定することは厳しいかと考えている。

特に、条例にそれを明記するのは、難しいだろう。

委員：議論をまとめさせていただく。現行の規定では「その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること」となっている。

まず、リサイクル製品の原材料として、県内で発生する廃棄物を含むこと、これは県内に限るという現行のままでよい。

(反対なし)

委員：それではそのようにする。次に、一定割合以上含むことを書き込むか否かについてはいかがか。

委員：書き込まずに、現行のままの方が良いと思う。

委員：私の意見は、逆に、書き込むべきと考える。現行では、最大限含むように指導していただいているということでもある。また、認定委員の意見では、一定割合を何で規定するかは難しいとのことだったが、しかし、置換率でここまでリサイクルができるというのに、それを明記しないのはいかがかと思う。最低限度がどのくらいかわからないが、この基準以上は満たしている基準は把握している必要があるのではないか。

執行部：現在、例えばコンクリートの製造において生産者で水、セメント等の割合を把握している。その上で、スラグに置き換える割合を検討してみて、その検討してみた中で最も品質の安定するものを認定することとなるよう、そのように指導している。基本的に、各社で、割合を試験しているので、例えばコンクリートなら 10%以上は確保しているものである。なお、ある一定以上を混入すると急激に強度が低下するので、その水準以下となるようにしている。

委員：それであれば、ほぼすべての製品で 10%以上を確保しているので、10%と明記してよいということになるかもしれない。

しかし、割合の数値を入れることとなると、環境負荷の低減に最も寄与している製品はどれかという議論になるのは必須と考えられる。平成 17 年の議論でもあったが、運用として執行部に任せておかないと、(条例の趣旨を) ゆがめてしまうこととなる可能性がある。それは、現在でも該当する話だろう。

リサイクル製品の製造も経済活動で、優劣を付けることとなるのは望ましくない。

委員：置換率のばらつきは、何の要因に拠るのか、例えば企業の規模に拠るのか等その原因が何かを教えてほしい。

執行部：施設の新旧にも拠ると思われる。また、スラグの割合も常に一定というわけではなく、湿度等によっても異なると思われる。

委員：企業の規模に拠るのかとの委員の質問の意図は理解できた。なお、再生資源の混入割合と、価格との関係はよくわからない。また、以前の資料の公共事業のチェック表についても品質や安全性については確認しているとのことだった。さらに、執行部に拠る運用で、(割合が) 最高の状況に指導して認定しているとのことだったが、お墨付きを県として与えるわけであるので、今、運用でなされているようだが、高い比率とさせることは必要だろう。その方法として、執行部への申入れでも構わないが、何らかする必要はあると考えている。

委員：申入れとの意見もあったがいかがか。それが妥当ではないか。そのように議論を進めたい。

次に、第 6 条の論点 3 土壌と接するものについては、「土壌汚染に係る環境基準について」の別表に定める項目が適用されているが、たとえ土壌と接

するものであっても、製品の用途が肥料又は堆肥等であれば、肥料取締法に基づく基準を適用すべきか、について議論する。[資料1](#) ページ4を見ていただきたい。

これは、難しい論点であるが、現行では、厳しい環境基準を適用している。しかし、肥料であれば、通常、肥料を認定する際の肥料取締法の基準をクリアすればよいのではないか、過度に厳しい環境基準を課す必要はないのではないか、という論点である。

肥料取締法に基づく基準を適用することでよいとの委員が8名と多数だった。あるいは、あえて、安全性に関する基準は切り下げるべきではないという意見もあったが、いかがか。

委員：肥料取締法の中味が、安全性に触れているのか分からなかったのでこのような回答をしたものだ。

委員：現行では、規則で除外されている。通常、環境基準は、肥料や堆肥には適用されていないものである。しかし、三重県の場合は、フェロシルト等の深い反省もあり、肥料や堆肥にも、厳しい環境基準を課していると考えられる。

なお、私は、土壌埋め戻し材等は、規制する法律がないものなので、それについては環境基準を適用すべきと考えている。しかし、肥料、堆肥等については、それを規制する法律である肥料取締法があるのに、それに上乗せして環境基準を課している。これまでも、環境基準を満たさないために肥料が認定されなかったという事例があったのが、私の問題提起のきっかけである。また、そうすることが、肥料や堆肥等の認定製品の充実にも資すると考える。環境森林部は、できる限り安全性の確保のため厳しい基準を課しているが、他方、農水商工部は肥料であれば肥料取締法の基準を満たせば十分、さらに糞尿等の適正処理のために基準を緩めてほしいとの、執行部の中での2つの意見があるところである。

なお、これらは規則の中で規定されていることであり、基準緩和について検討してもらってはどうかと、執行部に投げただけであれば十分である。

委員：肥料とは、食物の栽培に使うものであるもので、安全性について担保できる必要がある。

委員：そのために、肥料取締法の基準がある。なお、環境庁の告示だと、基準が厳しすぎて、むしろ肥料として機能しないという面もあると聞いている。また、申し入れるとしても、安全性等には十分に配慮した上で、肥料等には適当な基準である肥料取締法の適用を検討していただきたい等の投げかけをしてもらってはどうか。

委員：それについて、申し入れはしにくい面がある。規則の中の話なので、条例にあまり関係がないとも言える。

委員：肥料に類するものであるもので、肥料取締法の基準の適用を検討していただきたいと、執行部に申し入れをすることとする。

次に、第6条の論点4 溶出試験の在り方について、見直しを行うべきか、について議論する。[資料1](#) ページ5の左側を見ていただきたい。

これも、難しい論点であるが、溶出試験はコストもかかるものであり、確

か第2回の検討会における執行部からの説明では、1件当たり5万円かかるとのことだった。それであるので、溶出試験で必要な項目以外のものを課す必要はないのではないかと。また、現行では、どのような製品でも、あるいは新規申請時でも、更新時でも一律の溶出試験を課しているの、それは業者にとって過度の負担ではないか、という意見もあると理解している。これについては、見直しを行うべきとの意見が多数だった。

見直しを行うべきではないとの意見の委員から、説明いただきたい。

委員：ここは、条例を検討する場ですることかという話である。我々が、溶出試験の適、不適を議論できるとは思われない。

委員：ここでは、条例の改正と条例の運用について執行部への申入れについて議論している。

委員：とはいえ、専門家でないので、溶出試験をどうするかとの具体的な意見はない。

委員：委員からの意見で、新規の場合と更新の場合とで同じ試験を課すのはいかがかというものがあつた。

また、試験の項目を減らすという議論があつてもいいのではないかとという議論もあつた。あるいは、項目を増やすという議論もあつた。これらについて、議論いただきたい。

委員：これについては、現行では、JISに基づく試験を行っているものである。それは、中性の水に一定時間浸して、溶出しなければOKというものである。しかし、少し条件を変えたら、例えば酸性の水、地熱や地圧のかかるという条件下ではどうかという問題提起をして、認定の際に十分にチェックをしてほしいという意図である。細かい数値基準について議論するという意図ではない。

委員：それでは、議論をまとめさせていただく。溶出試験については、規則で定められているものであるの、品質及び安全性を確実に確保しつつ、不要な検査を求めて業者に過度な負担をかけることのないように、適切に見直しを行うよう執行部へ申し入れるということにする。

次に、第6条の論点5 耐久性、地域環境の視点、中小企業によって生産されたものであること、製品認定を受けようとする者や企業等に政治家が役員等として関与していないこと等を、リサイクル製品の認定基準として新たに設けるべきかどうか、について議論する。[資料1](#) ページ6を見ていただきたい。

新たに設けるべきだとの意見と新たに規定を設けるべきではないとの意見に分かれている。

委員：条例の規定で設けるべきではないとの意見で、回答したものである。委員各位のご意見については、耐久性、地域環境の視点、中小企業によって生産されたものであること、製品認定を受けようとする企業等に政治家が役員等として関与していないこと等を基準として設けるべきとの意見があつたと、申し入れてもらつたらいかがか。

委員：リサイクル製品が中小企業でなければならないと限定する必要はなく、たとえ大企業であっても、リサイクルを推進してくれれば結構なことであ

る。また、政治家が関与していても、同様のことが言える。従って、私は、そのような基準を設けることを、申し入れる必要もないと考えている。

もっとも、耐久性については（申し入れる）必要はあるかもしれない。

委員：この条例はリサイクル製品として適切に認定することを規定するものである。政治家の関与の問題については、別に倫理規定等で検討すべきことと考える。また、中小企業の問題については、別の観点から検討すべきことと考える。耐久性の問題については、現在大きな問題があるとは聞いていないということであり、さらに、認定委員会で耐久性等を確認する必要があると判断した場合には、申請者に対し、実証試験を行わせ、その試験結果を提出させることとしている。このような対応を、厳格にやっていただくようにと申入れをさせていただくということではいかがか。

委員：議員提出による条例で、なぜチヨダウーテや松阪興産(株)などの生産が多いのかという疑問が湧く。やはり、季下に冠を正さずという言葉もあり、自戒すべきである。また、この条例により、県に義務付けて発注させなければならないとしているものである。それなのに、認定企業から献金をもらっているという事例もあるので、倫理規定は入れるべきではないか。

また、これまで石原産業以外に大企業の製品で認定された例はあるのか。あまりないのではないか。

委員：議員が関与しないことについては、口利き禁止等について厳格に対応していくこととし、もっとも、耐久性等の基準を設けるべきなども意見もあるので、執行部に若干の申入れをするということではよいか。

委員：私の意見は、製品の認定に関してではなく、もっと根本的なことについてである。この条例の趣旨として、リサイクルを推進していこうというその目的は、環境への負荷の低減を図ることである。話の例として、間伐材が分かりやすいが、間伐材そのものは廃棄物ではないのに、リサイクル製品として認定されている。その認定されている理由は、環境への負荷の低減という視点からリサイクルに役立つということ、そのために、指定されていると、（私は）理解している。すなわち、間伐材は、カーボンの点で二酸化炭素の低減に役立つという広い意味で環境に寄与するとともに、土砂の流出を防ぐとか河川がきれいになるなどの面でも役にも立っている。そのような、環境とは言えないかもしれないという部分があまり考慮されていない。

先日の参考人招致の際、地球環境よりも地域環境を重視すべきではないかと私が提案したら、参考人の意見でも、そのような三重県モデルがあってもよいのではないかとのことだった。地域環境に重点を置いた制度とすること、製品を認定するなどという視点ではなく、制度の在り方として考えている。例えばスラグなどの利用は地球環境の視点からのものだ。この視点を地域環境にずらしていかないと、なぜ三重県が取り組むのかの説明が十分できない。もっとも、何が使えるかということになると、間伐材以外には思いつかない。

また、認定の基準ではなく、条例の中で何かの形で触れられればと考え、意見を出したものだ。

委員：ご意見を承ったということでよいか。

委員：本当であれば、目的においてでも触れてもらいたいものだ。

委員：割り箸は、かつて、間伐材を利用されているので環境に良いと言われていた。しかし、現在では割り箸を作るために中国で木が伐採され、環境に負荷をかけている。状況は時代によって異なる。しかし、そのことを県民は知らない。従って、もっと県の広報等による啓発の強化が必要と思う。現在の論点からはずれるのかもしれないので、啓発の論点の部分で申し上げることかもしれないが。

委員：その点については、また、後の啓発の論点の時に議論いただきたいと思う。

委員：先程の木材がリサイクル製品になったことについては、概ね合っており、その方向性は正しいと考えられるところである。木材は循環型社会の構築に役立つし、木を捨てられているのはもったいないので利用するという視点だった。平成12年の時にもそのような議論があったので、その方向での進め方は良いと思う。

委員：時間も来たので、議論はここまでとしたい。なお、次回の議員間討議を行うに当たって、今回と同様に事前に各委員から検討すべき論点ごとに意見をいただきたい。資料2に、各委員の意見と理由を記入の上、10月21日までに事務局まで提出していただきたい。いただいた意見は、次回の検討会の資料とする。

次回の日程は、10月31日(金)午後1時から開催する。本日の議事は以上であるが、何か意見はあるか。なければ、本日の検討会はここまでとする。